

1. 商 品 名	77パートナーズスペシャルファンド
2. 融 資 対 象	当行所定の財務要件を満たす法人
3. 資 金 使 途	<p>運転資金または設備資金（他行肩代り資金を含む）</p> <p>※ただし、当行からの既存借入金の返済資金には利用できません</p>
4. 融 資 金 額	1,000万円以上5億円以内（単位：1,000万円）
5. 融 資 期 間	<p>2年・3年・5年・7年・10年</p> <p>（ただし、7年および10年は返済方法が元金均等返済の場合のみ）</p>
6. 融 資 利 率	<p>審査結果に応じた当行所定の金利（固定）を設定させていただきます</p> <p>ただし、財務制限条項に抵触した場合、利率を変更させていただきます</p>
7. 返 済 方 法	<p>（1）期日一括返済</p> <p>（2）元金均等返済</p> <p>返済間隔：3・6カ月毎（融資金額1億円未満の場合は、1カ月毎返済も可）</p>
8. 担 保	不 要
9. 保 証 人	代表者のみ（第三者保証人は不要です）

<p>10. 財務制限条項</p>	<p>(1) 財務制限条項の維持</p> <p>お借入期間中の各決算期における財務内容が以下の条件を維持いただくようお願いいただき、いずれかの条件に抵触した場合には融資利率の変更を行いません</p> <p>① 自己資本金額：借入契約時の自己資本金額の75%以上</p> <p>② 自己資本比率：10%以上</p> <p>※自己資本比率＝自己資本金額÷総資産額</p> <p>注. 「総資産額」には割引手形・裏書譲渡手形を含みます</p> <p>③ 有利子負債対月商倍率：6倍以下</p> <p>※有利子負債対月商倍率＝（短期借入金＋割引手形＋長期借入金＋社債等）÷（年間売上高／12）</p> <p>注. 借入金には役員からの借入金や長期延払手形も含みます</p> <p>④ 経常利益：2期連続でマイナスとならないこと</p> <p>(2) 融資利率の変更について</p> <p>財務制限条項への抵触に伴う融資利率の変更は以下により行います</p> <p>① 財務制限条項に抵触した場合</p> <p>1項目につき0.25%ずつ、当初の融資利率より引上げさせていただきます</p> <p>ただし、同一項目について連続して抵触した場合の再引上げは行いません</p> <p>② 抵触が解消した場合</p> <p>1項目につき0.25%ずつ、融資利率を引下げさせていただきます</p> <p>(3) 債務超過となった場合について</p> <p>「事業改善計画書」を提出していただき、業況改善等の見通しについて、協議させていただきます</p> <p>なお、協議の結果、事業の継続が困難と判断された場合には、期限の利益を喪失する場合があります</p>
<p>11. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>12. その他</p>	<p>(1) 本商品は銀行取引約定書の規定適用外です</p> <p>(2) 融資実行日までの間に大幅なスワップレートの変更が生じた場合、融資利率を変更することがあります</p> <p>(3) 原則として、期限前返済および条件変更はできません。やむを得ず行う場合は、当行所定の融資関係手数料（繰上完済・臨時内入手数料：5,500円（消費税込）、貸出条件変更手数料：11,000円（消費税込））をお支払いただく他、違約金が発生する場合があります</p> <p>(4) 融資期間中の決算日後90日以内に、所定の決算関係書類を当行宛提出していただきます</p> <p>(5) 経営もしくは業況等について重大な変化が発生した場合には、書面によりご報告いただきます</p>